

四 総務大臣が定める事業を行う公営企業（事業の区分ごとに当該事業を開始した日の属する年度から起算して十五年を超えない範囲内で総務大臣が定める期間内にあるものに限る。次号において同じ。）が総務大臣の定める事項を定めたその経営の見込みに関する計画（以下この号において「経営計画」という。）を作成した場合において、解消可能限

D C 当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額から営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支額の合算額を控除した額
事業の区分ごとに当該企業の資産の残存耐用年数に相当する年数によって恣意的な

A 地方財政法施行令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる額の合算額
B 当該年度の前年度の末日における当該企業が起こした地方債の現在高(同日にさかるもの含む)の表明額(この規定

日本が定める年数
長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法非適用企業（法第二条第一号ロに規定する法非適用企業をいう。以下同じ。）の当該年の前年度の前年度の営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額が営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相当する支出の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額

D 事業の区分ごとに当該企業の資産の残
た額

C (繰延収益を除く。) の額

B 当該年度の前年度の末日における地方
公営企業法施行令(昭和27年政令第4
03号)第15条第2項に規定する負債

A 地方財政法施行令第15条第1項第1号に掲げる額

可を得て起こした地方債を含む。) (法令の規定により総務大臣又は都道府県知事に届出をして起こした地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。)
前二項に定めるもののほか、解消可能資金不足額の算定に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

じ。)がある法非適用企業が起こした地方債三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得て起こした地方債(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十亜七号)第一条の規定

二、業が起じた地方債
当該年度の前年度において経常利益に相当する額（営業収益に相当する収入の額及び営業外収益に相当する収入の額の合算額が営業費用に相当する支出の額及び営業外費用に相

2 内の各年度に通常生ずべき資金の不足額として総務大臣が定める基準により算定した額及び第一号の規定により算定した額の合算額は、建設改良費等以外の経費に係る地方債で次に掲げるものの当該年度の前年度の末日における現在高とする。

一 当該年度の前年度において経常利益の額（営業収益の額及び営業外収益の額の合算額が営業費用の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、その超える額をい

の区分ごとに総務大臣が定めるところにより算定した額をいう。)、当該企業に係る業務運営の効率化の状況、他の会計で負担すべき経費に係る当該他の会計の負担の状況等を勘案し、各年度に生ずる資金の不足額のうち当該経営計画に基づいて当該企業の施設の耐用年数に相当する期間内に解消すると見込まれる部分に相当する額として総務大臣が定める基準により算定した額

度額（標準的な経営により解消すると見込ま
れる各年度の資金の不足額の上限として事業

法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。又は独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)附則第三条の規定により解散した旧住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が行う公共施設又は公用施設の建設に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用に係る経費の支出予定額

により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和二年六月五日法律第二百四十九号）

一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第四項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するためには要する経費を含む。）に係るもの

一大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって独立行政法人都市再生機構（中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整

債務負担行為に基づく支出予定額)
八条 法第二条第四号ロに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額(当該年度以降の利払いに要する支出する。

(土地の取得及び造成に係る経費に準ずる経費)
七条 令第四条第一項第一号ニに規定する販売

十七年法律第六十六号。以下「公拠法」という。第十七条第一項第一号に規定する土地の取得に要する経費の支出予定額の社会福祉法人が施設の建設に要する資金に充てるために借り入れた借入金の償還に要する費用の補助に係る経費の支出予定額。地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務について損失補償又は保証をしていた

四 事業 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合が建設する地方公務員に貸与する宿舎その他の施設の無償譲渡を受けるため、地方公務員共済組合に支払う賃借料に係る経

団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団・同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団及び農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む）、独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団及び公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十五条に規定する国営土地改良事業

三 次に掲げる事業に対する負担金に係る経費の支出予定額

場合における当該損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出予定額
八 地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出予定額（前号に定める支出予定額を除く。）

九 前各号に掲げる支出予定額に準ずるものとして当該地方公共団体において合理的に算定した額
(一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額)

第九条 法第二条第四号ハに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額に第十六条第四号に規定する公営企業に設けられた基金からの当該公営企業に係る特別会計以外の会計への貸付金の当該年度の前年度の末日における現在高を加算した額とする。

一 宅地造成事業以外の事業のみを行う公営企

業に係る特別会計のうち、当該年度の前年度において当該特別会計に係る地方債の元金償還金がないものイ又はロに掲げる額のいずれか大きい額

イ 当該年度の前年度までに起こした当該地方債の元金の償還に充てるため、当該地方債の発行の協議若しくは届出又は許可に際して作成された事業計画その他の計画において一般会計等からの繰入れが予定されている金額

ロ 当該年度の前年度の末日における当該地方債の現在高のうち、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて償還するこれが適当でないもの、当該公営企業の性質上能率的な経営を行つてもなおその経営に伴う収入のみをもつて償還することが客観的に困難であると認められるものの他の一般会計等からの繰入れによる収入をもつて償還すべきものとして総務大臣が定めるところにより算定した額

二 宅地造成事業以外の事業のみを行う公営企業に係る特別会計のうち、当該年度の前年度において当該特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額（当該年度の前年度において実質的法適用企業又は経常利益に相当する額がないものイ及びロに掲げる額の合算額）

三 宅地造成事業以外の事業のみを行う公営企業に係る特別会計の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額（当該年度の前年度において実質的法適用企業又は経常利益に相当する額がないものイ及びロに掲げる額の合算額）

法非適用企業において、当該合算額がハに掲げる額より少ない場合にあっては、ハに掲げる額）

イ 当該地方債（ロに規定する指定地方債を除く。）の元金償還金がある当該年度前三年度以内の各年度について、一般会計等から入金のうち当該地方債の元金の償還

に充てたと認められるものの額を当該地方債の元金償還金の額で除して得た数値を合算したものと当該地方債の元金償還金がある場合に当該年度の前年度の末日における当該地方債の現在高を乗じて得た額

ロ 当該年度の前年度末までに起こした当該特別会計に係る指定地方債（総務大臣が指定する地方債をいう。）について、前号イの規定に準じて算定した額

ハ 当該年度の前年度末までに起きた当該地方債について、前号ロの規定に準じて算定した額に準じて算定した額

四 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計（当該年度の前年度の末日における当該特別会計の資産等の額について次の算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））

（A-B）-（C-D+E）-F

算式の符号

A 地方公営企業法施行令第15条第2項の負債（繰延収益を除く。）の額から他

の会計からの長期借入金の現在高を控除了した額

B 令第3条第1項第2号イ及びロに掲げ

る額

C 地方公営企業法施行令第14条の資産の額

D 地方公営企業法施行令第14条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充當することができる特定の収入で当該年度の前年度において收入された部分に相当する額及び第3条に規定する流动資産の額から控除すべき資産の額を控除し

いもの（以下この条において「未売出土地」という。）の完成後の販売見込額（販売予定価格又は第4条第2項各号に掲げる方法（同項第1号の方法を除く。）により評価を行つた価額をいう。第12条第2号へ及び第14条第1号ロにおいて同じ。）から当該未売出土地の造成販売費用等見込額（造成及び販売に要する経費等の見込額を含む）を控除した額若しくは当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して当該未売出土地の帳簿価額を加算若しくは減算した額のいずれかの額又は当該帳簿価額のいずれか少ない額（第5号において「未売出土地収入見込額」という。）

F 令第4条第2号イに掲げる額が同号ロ及びハに掲げる額を超える場合における当該超える額（同号ニ及びホに掲げる額を限度とする。）

五 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計（当該年度の前年度の末日における当該特別会計の資産等の額について次の算式により算定した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））

（A-B-C）-D

算式の符号

A 地方公営企業法施行令第15条第2項の負債（繰延収益を除く。）の額から他

の会計からの長期借入金の現在高を控除了した額

B 令第3条第1項第2号イ及びロに掲げ

る額

C 地方公営企業法施行令第14条の資産の額

D 地方公営企業法施行令第14条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充當する経費の財源に充てるために発行した地方債の現在高

六 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計（当該宅地造成事業以外の事業のために起こした地方債について第一号又は第二号の規定に準じて算定した額及び当該宅地造成事業のために起きた地方債の現在高について前号の規定に準じて算定した額の合算額）

七 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外のものイ又はロに掲げる額については、当該地方債について第一号イの規定に準じて算定した額

ロ 当該年度の前年度において当該特別会計に係る地方債の元金償還金がない場合にあつては、当該地方債について第一号イの規定に準じて算定した額

（組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額）

八 法第二条第四号ニに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該地方公共団体が加入する組合ごとに、地方債に関する省令第六条の総務大臣が調査した負担金又は補助金の額の算定方法に準じて総務大臣が定める基準に従つて当該地方公共団体において算定した額の合計額とする。

九 法第二条第四号ホに規定する負担見込額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、当該各号に定める額を合算した額（退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体にあつては、当該額に、当該年度の前年度の末日に当該組合が解散するものと仮定した場合に、その解散に際し当該地方公共団体が組合に対し納付すべき額又は当該地方公共団体に組合から返還されるべき額を加算若しくは控除した額。当該額が零を下回る場合には、零とする。）

一 一般職に属する職員（教育長を除く。）のことその他の事情により、これら的事情に応じた算定がより合理的かつ適正と認められる地方公共団体があつては、当該算定によつて得られた額とする。ただし、退職手当の制度が特殊であることに負担するところが見込まれる職員（退職手当

度とする。）

の支給業務を組合に処理させている地方公共団体にあっては、当該地方公共団体において退職手当を支給するものと仮定した場合に当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員をいう。(次号において同じ)。当該職員について、次に掲げる退職手当の区分に応じそれぞれ次に定める額を合算して得た額の合計額

イ 基本額(当該地方公共団体の退職手当に関する条例(退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体においては当該組合の条例をいう。以下この号において同じ)において定められた国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条の四の基本額に相当する退職手当をいう。)当該年度の前年度の末日の属する月の当該職員の給料月額に、支給額(当該地方公共団体の退職手当に関する条例において勤続期間に応じて定められた国家公務員退職手当法第三条第二項に相当する割合をいう。)を乗じて得た額

ロ 調整額(当該地方公共団体における国家公務員退職手当法第二条の四の調整額に相当する退職手当をいう。)勤続期間が十年以上との職員について、総務大臣の定める基準に従つて算定した額の合計額

二 特別職に属する職員(教育長を含む。)のうち退職手当を一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員。当該職員全員が当該年度の前年度の末日に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額

(設立法人の負債の額に係る一般会計等負担見込額)

第十二条 法第一条第四号へに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる負債の区分に応じ 当該各号に定める額の合算額とする。

一 当該地方公共団体が設立した地方道路公社の負債 (当該地方道路公社の当該年度の前年度の末日における借入金の残高(当該地方道路公社を単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方公共団体(以下この号において「設立団体」という。)からの借入金及び当該地方公共団体の一般会計等からの借入金及び当該地方公共団体に設置されている地方公共団体の支給業務を組合に処理させている地方公共団体においては、当該地方公共団体の退職手当を支給するものと仮定した場合に当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員をいう。次号において同じ)。当該職員について、次に掲げる退職手当の区分に応じそれぞれ次に定める額を合算して得た額の合計額

金（第十六条各号に定める基金を除く。）からの借入金に限る。の額のうち当該年度以降に返済する額及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下この号において「道路特措法」という。）第十二条に規定する許可を受ける前の指定都市高速道路の新設又は改築に係る借入金の残高を除く。）及び道路特措法第十条第二項第四号又は第十三条第二項第一号の收支予算の明細に掲げる当該年度以降に借り入れることが見込まれる当該借入金の額の合計額（第八条第七号及び第八号に規定する支出予定額（当該地方公共団体が損失補償又は保証をしていた債務及び引き受けた債務が当該地方道路公社の当該年度の前年度の末日における貸借対照表上の負債に計上されている場合における当該計上される額を上限とする。）を除く。）が、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額を超える場合における当該超える額（他の都道府県又は他の都道府県及びそれらの区域内の地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第八条の市と共同して地方道路公社を設立した地方公共団体にあっては、当該超える額のうち、当該地方道路公社への出資の割合又は設立団体間で協議の上定めた割合によりあん分した額）。

一　て収入の実績、業務の内容その他の事情に基づいて当該設立団体において総務大臣の定める基準に従つて算定した額から、業務実施見込期間内の当該年度以降の支出見込額として支出の実績、業務の内容その他の事情に基づいて当該設立団体において総務大臣の定める基準に従つて算定した額を控除して得た額の合計額

当該地方公共団体が設立した土地開発公社の負債　当該土地開発公社の当該年度の前年度の末日における貸借対照表（以下この号において「土地開発公社前年度貸借対照表」という。）上の負債の額（当該土地開発公社を単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方公共団体（以下この号、第十四条第一号及び第十七条第五号において「設立団体」という。）からの借入金（一般会計等からの借入金及び当該地方公共団体に設置されている地方自治法第二百四十二条第五項に規定する基金（第十六条各号に定める基金を除く。）からの借入金に限る。）の額のうち当該年度以降に返済する額（第十七条第五号に規定する額を除く。）、第八条第七号及び第八号に規定する支出予定額（当該地方公共団体が損失補償又は保証をしていた債務及び引き受けた債務が土地開発公社前年度貸借対照表上の負債に計上されている場合における当該計上されている額を上限とする。）並びに当該土地開発公社の債務について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体における当該損失補償又は保証による債務の額を除く。）が、次に掲げる額の合計額を超える場合における当該超える額（設立団体が複数ある場合には、当該超える額のうち、当該土地開発公社への出資の割合又は設立団体間で協議の上定めた割合によりあん分した額）

イ　土地開発公社前年度貸借対照表上の現金及び預金の額

ロ　土地開発公社前年度貸借対照表上の事業未収金の額（設立団体による買取りに係る事業未収金の額を除く。）

ハ　当該土地開発公社の保有する第八条第五号に規定する土地の取得価額（用地費、補償費、工事費のほか、当該土地の取得又は造成に要した借入金等に係る利息及び人件費その他の付随費用を含む貸借対照表上の価額をいう。以下この号及び第十四条第一号において同じ。）

二 当該土地開発公社の保有する公拡法第七条第一項第一号ニに規定する土地で設立団体が買い取るもの以外のもの（第十四条第一号イに規定する当該土地を除く。）の取得価額又は当該土地の時価として第四条第二項各号に掲げる方法（同項第一号の方を除く。）により評価を行った価額のいずれか少ない額

ホ 当該土地開発公社の保有する土地のうち、公拡法第十七条第一項第一号に規定する土地（ハ及びニに規定するものを除く。）で、国、設立団体以外の地方公共団体その他公共的団体が買い取ることが確実に見込まれる土地（第十四条第一号イに規定する当該土地を除く。）の取得価額

ヘ 当該土地開発公社の保有する公拡法第七条第一項第二号に規定する土地（道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供することが見込まれる土地を除き、第十四条第一号ロに規定する当該土地を除く。）の取得価額又は次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ定めるところにより当該土地の時価として算定した額のいずれか少ない額

(1) 販売の用に供することができる土地

当該土地の販売見込額（第四条第二項各号に掲げる方法により評価を行った価額をいいう。第十四条第一号ロにおいて同じ。）から販売経費等見込額を控除した額

(2) 販売の用に供することができない土地

当該土地の完成後の販売見込額から造成販売経費等見込額を控除した額又は当該土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して取得価額を加算若しくは減算した額

ト 土地開発公社前年度貸借対照表上の投資その他の資産の額（賃貸事業の用に供する土地の価額を除く。）

チ 当該土地開発公社の保有するトに掲げる賃貸事業の用に供する土地の取得価額又は当該土地の時価として第四条第二項各号に掲げる方法（同項第一号の方を除く。）により評価を行った価額のいずれか少ない額

三 当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人の負債 当該地方独立行政法人の当該年

度の前年度の末日における貸借対照表上の繰越欠損金の額（当該地方独立行政法人を設立した地方公共団体が複数ある場合には、当該額のうち、当該地方独立行政法人への出資の割合又は当該地方公共団体間で協議の上定めた割合によりあん分した額）
(受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額)

第十三条 法第二条第四号トに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の前年度の末日における、貸借対照表その他の当該受益権を有する信託（法第二条第四号トに規定する受益権を有する信託をいう。次条第二号において同じ。）に係る信託財産の状況を明らかにする書類（以下この条において「信託前年度貸借対照表等」という。）における負債の額（当該地方公共団体からの借入金（一般会計等からの借入金及び当該地方公共団体に設置されている地方自治法第二百四十五条第五項に規定する基金（第十六条各号に定める基金を除く。）からの借入金に限る。）の額並びに第八条第七号及び第八号に規定する支出予定額（当該地方公共団体が損失補償又は保証をしていた債務及び引き受けた債務が信託前年度貸借対照表等における負債に計上されている場合における当該計上されている額を上限とする。）のうち当該年度以降に返済する額を除く。）が次の各号に掲げる額の合計額を超える場合における当該超える額のうち、総務大臣が定める基準に従つて算定した額とする。

一 信託前年度貸借対照表等における現金及び預金の額
二 信託前年度貸借対照表等における有価証券及び金銭債権の額（当該資産に係る引当金の額を除く。）
三 当該受益権を有する信託に係る資産（前二号に掲げるものを除く。）の評価額として総務大臣が定める基準に従つて算定した額（設立法人以外の者のために負担している債務の額等に係る一般会計等負担見込額）

第十四条 法第二条第四号チに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる債務及び貸付金の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。
一 土地開発公社の債務について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体における当該損失補償又は保証に係る債務

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

イ 当該土地開発公社が保有する公拡法第十一条第一項第一号に規定する土地（第八条第五号に規定する土地を除き、当該土地の

取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている地方公共団体が複数ある場合には、当該地方公共団体間の損失補償若しくは保証の割合又は当該地方公共団体間で協議の上定めた割合によりあん分した土地）の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしてい場合、当該損失補償若しくは保証に係る債務の額又は当該土地のうち当該地方公共団体が買取るものとの取得価額のいずれか少ない額

ロ 当該土地開発公社が保有する公拡法第七条第一項第二号に規定する土地（当該土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている地方公共団体が複数ある場合は、当該地方公共団体間の損失補償若しくは保証の割合又は当該地方公共団体間で協議の上定めた割合によつて算定した額とする。

第十五条 法第二条第四号ヌに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる組合連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額

一 法第二条第四号ヌに掲げる連続実質赤字額に相当する額（以下「組合連結実質赤字額」という。）について、当該各号に定める額の合算額とする。
該あん分方法に従つて計算した額

二 組合連結実質赤字額について、当該組合の加入団体間であん分方法が取り決められていない組合、イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額

（1） 販売の用に供することができる土地

当該土地の販売見込額から販売経費等見込額を控除した額

（2） 販売の用に供することができない土

地 当該土地の完成後の販売見込額から造成販売経費等見込額を控除した額又は

（設立法人以外の者のために負担している債務の額等に係る一般会計等負担見込額）

二 地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務（地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び受益権を有する信託の受託者に係るものと除く。）総務大臣が定める基準に従つて算定した額

三 当該年度の前年度に当該前年度内に償還すべきものとして一般会計等から貸付けを行つた設立法人以外の者に対する地方公共団体の貸付金 当該年度の前年度に当該前年度内に償還すべきものとして当該地方公共団体の一般会計等から設立法人以外の者をいう。

イ 当該設立法人以外の者が当該地方公共団体の償還すべきものとして当該地方公共団体の一般会計等から設立法人以外の者をいう。

ロ 当該設立法人以外の者をいう。

（地方債の償還額等に充当可能な基金）

四 公營企業に設けられた基金その他法律又は政令の規定により法第二条第四号イに規定する地方債の償還額又は同号ロからチまでに掲げる額に充てることができないと認められる基金

一 災害救助法（昭和二十一年法律第一百八号）第二十二条に定める災害救助基金

二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百六十六条に定める財政安定化基金

三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百四十七条に定める財政安定化基金

四 公營企業に設けられた基金その他法律又は政令の規定により法第二条第四号イに規定する地方債の償還額又は同号ロからチまでに掲げる額に充てることができないと認められる基金

（地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入額の合算額とする。）

第十七条 法第二条第四号ヲに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる特定の歳入の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

一 国庫支出金、都道府県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金 当該年度の前年度の末日において、法第二条第四号イに規定する地方債の償還額又は同号ロからチまでに掲げる額（以下この条において「将来支出了された負担金の額の割合（以下この号において「当該地方公共団体の負担割合」という。）を乗じて得た額を合計した額」という。）に充てることが確実と見込まれる額又は将来負担額に充てることが確実と見込まれる額又は将来負担額に充てることが確実と見込まれる額として総務大臣が定める基準に従つて算定した額

二 地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金 当該年度の前年度の末日における当該貸付金の償還が見込まれる額として総務大臣が定める基準に従つて算定した額

ハ 当該組合に設置されている会計ごとの法第二条第二号ロの当該超える額に相当する

三 公営住宅の賃貸料その他の使用料 当該年度の前年度の末日において当該使用料を徴収している行政財産又は公の施設の建設に要した将来負担額に充てることができる額として総務大臣が定める基準に従つて算定した額

四 都市計画税 都市計画事業の財源として発行された地方債の元金償還金に充てることができる額として総務大臣が定める基準に従つて算定した額

五 土地開発公社に対する貸付金の償還金 設立団体の一般会計等及び当該地方公共団体に設置されている地方自治法第二百四十四条第五項に規定する基金(第十六条各号に定める基金を除く)から土地開発公社への貸付金のうち第八条第五号に規定する土地の取得のために貸し付けたと認められるものの償還が見込まれる額

六 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第三十三条の五の十二の規定により起こした地方債に係る徴収の猶予がされた徴収金又は納税の猶予がされた国税に係る歳入 当該年度の前年度において起こした当該地方債の発行額

七 前各号に掲げるもののほか、その性質により将来負担額に充てることができると認められる特定の歳入 将来負担額に充てることができると認められる額又は将来負担額に充てることができる額として総務大臣が定める基準に従つて算定した額

(地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額)

八 第十八条 法第二条第四号ワに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額のうち同号イに規定する地方債の償還、同号ロに規定する債務負担行為に基づく支出又は同号ハに規定する一般会計等からの繰入れ又は同号ヘに規定する一般会計等からの繰入れ又は同号ニに規定する地方公共団体による負担若しくは補助に要する経費に係るものと合算した額として、総務大臣の定めるところにより算定したものとして普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)に定めるところにより当該年度以降において基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

二 地方交付税法附則第五条第一項の表の経費の種類の欄に掲げる経費として普通交付税に関する省令に定めるところにより当該年度以降において基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

三 普通交付税に関する省令第十二条第一項に規定する事業費補正により当該年度以降において増加することが見込まれる基準財政需要額

四 普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正により当該年度以降において増加することが見込まれる基準財政需要額

五 第十九条 令第十三条第七号に規定する地方債の借換えで総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 地方債の発行について同意又は許可を得て発行した地方債(地方財政法第五条の三第六項の規定による届出をして発行した地方債のうち協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次号において同じ。)(あらかじめ借換えが予定されているものに限る)について、当該同意若しくは届出又は許可において予定された借換え(出又は許可において予定された借換え)又は許可を得て発行された地方債について、償年限を延長せず、かつ、償還ペース(毎期当たりの償還金額に基づく実質的な償還期間及び同意若しくは届出又は許可において予定された借換えの額の発行額に対する割合を勘案した償還の進行の度合いをいう)を遅延させない場合において、利率を引き上げないで行う借換え)

(再生振替特例債の対象となる収支不足額)

六 第二十条 法第十二条に規定する総務省令で定めたところにより算定した額は、当該財政再生団体における再生振替特例債を起こととする年度に算定された再生判断比率に係る標準財政規模に当該年度に算定された実質赤字比率と連結実質赤字比率から当該大臣が定める額を控除して得た額の範囲内であって、財政再生計画に基づき当該財政再生団体の財政の再生のため必要と認められる額とする。

二 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一号)第十二条第一項の表の経費の種類の欄に算入されるものとして普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)に定めるところにより当該年度以降において基準財政需要額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に相当する額

三 実質公債費比率に相当する比率 法第二条第三号に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額に相当する額として次条第四項又は第五項に定めるところによりそれが算定した額の合算額から法第二条第三号に規定する地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額に相当する額として次条第四項又は第五項に定めるところにより算定した額及び法第二条第三号に規定する算入公債額及び法第二条第二項に定められた額に相当する額として次条第二項に定められた額は(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

四 イ及びロに掲げる額の合算額が前項の規定により算定した額を超える場合においては、令第十七条第四号に規定する資本の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額はイ及びロに掲げる額の合算額から前項の規定により算定した額を控除した額とする。

五 当該年度の前年度の決算において、歳入額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

六 二 同意又は許可を得て発行した地方債について、償年限を延長せず、かつ、償還ペース(毎期当たりの償還金額に基づく実質的な償還期間及び同意若しくは届出又は許可において予定された借換えの額の発行額に対する割合を勘案した償還の進行の度合いをいう)を遅延させない場合において、利率を引き上げないで行う借換え)

(再生振替特例債の対象となる収支不足額)

七 第二十一条 令第十七条第四号に規定する負債額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に相当する額

一 (市町村の廃置分合に係る特例)

二 第二十二条 市町村の廃置分合があつた場合における当該廃置分合後の市町村(次条において「廃置分合後の市町村」という。)に係る令第二十三条第一項の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に相当する比率については、次の各号に掲げる比率に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 実質赤字比率に相当する比率 法第二条第一号に規定する実質赤字額(次条第一項第二号において単に「実質赤字額」という。)に相当する額として次条第一項に定めるところにより算定した額を法第二条第一号に規定する標準財政規模の額に相当する額として次条第二項に定めるところにより算定した額(以下この条において「標準財政規模の額に相当する額」という。)で除して得た数値

二 連結実質赤字比率に相当する比率 法第二条第二号に規定する連結実質赤字額(次条第一項に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額)を標準財政規模の額に相当する額から算入公債費等の額に相当する額を控除した額で除して得た数値

により算定した額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の末日における公営企業の経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金の現在高

二 当該年度の前年度の末日における公営企業の経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金の現在高

三 実質公債費比率に相当する比率 法第二条第三号に規定する地方債の元利償還金の額及び準元利償還金の額に相当する額として次条第四項又は第五項に定めるところによりそれが算定した額の合算額から法第二条第三号に規定する地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額に相当する額として次条第四項又は第五項に定めるところにより算定した額及び法第二条第三号に規定する算入公債額及び法第二条第二項に定められた額に相当する額として次条第二項に定められた額は(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

四 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

五 三 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

六 四 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

七 五 三 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

八 六 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

九 七 三 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

十 八 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

十一 九 三 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

十二 十 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

十三 一 三 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

十四 二 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

十五 三 一 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

十六 二 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

十七 三 一 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

十八 二 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

十九 三 一 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

二十 二 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

二十一 三 一 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

二十二 二 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

二十三 三 一 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

二十四 二 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

二十五 三 一 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

二十六 二 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

二十七 三 一 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

二十八 二 二 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

二十九 三 一 当該年度の前年度の決算において、歳出額が歳入額(当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く)を超える場合において、その超える額

健全化判断比率報告書	別記第2号様式 財政健全化計画策定報告書	別記第4号様式 財政健全化計画策定報告書 (概要)
財政健全化計画実施状況報告書	別記第5号様式 財政健全化計画実施状況報告書	別記第6号様式 財政健全化計画実施状況報告書
告書	別記第7号様式 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第7条第3項に基づく報告書	告書
告書	別記第8号様式 財政再生計画協議書	別記第8号様式 財政再生計画書
財政再生計画策定報告書	別記第11号様式 起債許可(許可変更)申請書	財政再生計画策定報告書
告書	別記第13号様式 財政再生計画実施状況報告書	財政再生計画変更報告書
資金不足比率報告書	別記第14号様式 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第20条第3項に基づく報告書	資金不足比率報告書
経営健全化計画策定報告書	別記第16号様式 経営健全化計画策定報告書	別記第18号様式 経営健全化計画策定報告書 (概要)
報告書	別記第19号様式 経営健全化計画実施状況報告書	別記第20号様式 経営健全化計画実施状況報告書 (概要)
報告書	別記第21号様式 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第24条において準用する同法第7条第3項に基づく報告書	別記第22号様式 財政健全化計画完了報告書

様式(楷体)(その2)	
文 章 範 例 平成 年 月 日	
總務大臣様 郵便局長様	
署名(捺印)如書 印(銀行印)等	
記念化印刷・卓抜者書	
地方公団の財政の健全化に關する法律第3条第3項の規定により、平成 年度に公 表した被選出候補者名のうち記載します。	
記	
(用印) (5)	
承 請 文 字 及 び	送達実績文字及び 承 請 文 字 及 び
()	()
備考	
1. 本規程は本規程の規定に基づき、総合化時限到来を受ける又はこれを知恵に報	

別記第23号様式	財政健全化計画完了報告書（要旨）
別記第24号様式	財政再生計画完了報告書
別記第25号様式	財政健全化計画完了報告書
別記第26号様式	経営健全化計画完了報告書（要旨）
別記第27号様式	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第10条第2項に基づく報告書
別記第28号様式	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく報告書
別記第29号様式	償還管理計画書
別記第30号様式	償還管理計画実施状況報告書
別記第31号様式	償還管理計画完了報告書
別記第32号様式	償還管理計画提出書

1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1

第2号様式

財政健全化計画書

(部道府県市町村名)

- 第1号様式
複数化別段階の公債健全化基準は上と同った要因の分析
第2号様式
年度から平成 年度まで 年間
第3号様式
財政健全化計画の基本方針
第4号様式
一般的計算に付ける流入・流出との均衡を実質的に回復するための方策
備考 実質的予算がより順位に位置すること、実質的予算がない場合は、順位を順次
順位を順次に位置すること。
備考 適切な予算がより順位に位置すること。
備考 適切な予算がより順位に位置すること。
備考 適切な予算がより順位に位置すること。
備考 各年ごとの収支の方策による盈余及び理由に関する計画
備考 各年ごとの健全化計画の見通し

第2号様式(その2)			
年次	計画開始年(前年度)	年間目標(年間予算額)	完成 年度(年間予算額)
健全化計画書	()	()	()
実質的予算	()	()	()
通常予算	()	()	()
実質的予算	()	()	()
通常予算	()	()	()
実質的予算	()	()	()
通常予算	()	()	()

備考 計画開始年の年始までの計画年度については、当該地方公共団体の年報健全化基
本方針の規定によること。
備考 適切な予算がより順位に位置すること。
備考 適切な予算がより順位に位置すること。

備考 各年ごとの収支の方策による盈余及び理由に関する計画

備考 各年ごとの健全化計画の見通し

第3号様式(その1)

文書番号

平成 年月日

總務大臣 氏名 略
部(連絡)知事 氏名 略

財政健全化計画策定報告書

備考 計画開始年の年始までの計画年度については、当該地方公共団体の年報健全化基
本方針の規定によること。
備考 適切な予算がより順位に位置すること。

備考 その他の財政の健全化化に必要な事項

第3号様式(その2)

文書番号

平成 年月日

總務大臣 氏名 略
部(連絡)知事 氏名 略

財政健全化計画策定報告書

備考 (部道府県)(市町村)は、財政健全化計画を実施したことのと、地方公共團
体の財政の健全化に関する法律第6条第3項の規定により、報告します。

備考 「(部道府県)」は、別記第2号様式によること。

第4号様式

文書番号

平成 年月日

總務大臣 氏名 略
部(連絡)知事 氏名 略

財政健全化計画策定報告書

備考 本法第10条の規定の健全化に関する法律第6条第3項の規定により、(部道府県)内の市
町村(支所を除く)より、財政健全化計画を変更したとの報告があつたので、次のとおりその
要領を報告します。

第4号様式(その1)		
要件	現状	目標
1. 財政健全化基本法による要った 健全化計画を実質的に回復するため の方策	(現状) (要因)	(現状) (要因)
2. 計画期間		
3. 財政健全化計画の基本方針		
4. 一般的計算に付ける流入・流出との 均衡を実質的に回復するための方 策		
5. 財政健全化計画の年間年報健全化 基準によるものの方策		
6. 各年ごとの収支の方策による盈 余及び理由		
7. その他の財政の健全化化に必要な 事項		

第5号様式
文書番号
平成年月日
被 勘 大 田 氏 名 様
都道府県名
(連絡用)姓 名
郵便番号
地元の町村名
地元の町村長
地元の町村会員登録証
地元の町村会員登録証の提出を受けるべき者と地元の町村会員登録の提出により、平成 年度における地元の町村会員登録の実施状況を記入する方針を記載します。

別紙 地元の町村会員登録の実施状況 年度実施状況
(都道府県の町村名)
地元の町村会員登録の実施状況
1. 被 勘 大 田 氏 名 様
2. 都道府県名
3. 地元の町村名
4. 地元の町村長
5. 地元の町村会員登録の実施状況
6. 別紙第5号様式 各会員ごとの収支実績の方面に係る収入及び支出に関する会員の登録状況を記入すること。
7. 地元の町村会員登録の実施状況

年度実施状況						(単位: %)
年次	年度	計画実施率	平成(年次)	年度	目標実施率	
実施率	実施率	実施率	実施率	実施率	実施率	実施率
実施率予算	()	()	()	()	()	()
達成実施率予算	()	()	()	()	()	()
実施率予算	()	()	()	()	()	()
達成実施率	()	()	()	()	()	()
注) 被 勘 大 田 氏 名 様	()	()	()	()	()	()

備考 地元の町村会員登録の実施状況を記入する場合に上記、都道府県内の町村及び特別区より、郵便番号化計画の実施状況の報告があったので、次のとおりその要旨を記載します。

別紙 第6号様式

第6号様式
文書番号
平成年月日
被 勘 大 田 氏 名 様
(連絡用)姓 名

郵便番号化計画実施状況報告書
地元の町村会員登録の健全化に関する法律第4条第1項の規定により、都道府県内の町村及び特別区より、郵便番号化計画の実施状況の報告があったので、次のとおりその要旨を記載します。

地方公团会員の健全化計画実施状況報告書	
1. 具体的な実施状況	
2. 収入及び収出に関する実施状況	
3. 健全化実施状況	
4. 小字財政の健全化実施状況	

第7号様式
文書番号
平成年月日
被 勘 大 田 氏 名 様
(連絡用)姓 名

地方公团会員の健全化に関する法律第4条第1項の規定により、都道府県内の町村及び特別区より、報告を受けたものとし、各会員の健全化実施状況を記載すること。

地元の町村会員登録の健全化に関する法律第4条第1項の規定により、都道府県内の町村及び特別区より、報告を受けたものとし、各会員の健全化実施状況を記載すること。

別紙 第8号様式

第8号様式
文書番号
平成年月日
被 勘 大 田 氏 名 様
(連絡用)姓 名

地元の町村会員登録の健全化に関する法律第4条第1項の規定により、各会員により見込まれる持続的開拓中の持続的開拓の合計額及びそのうちの一般的開拓開拓額を記載すること。

別紙 第9号様式

第9号様式
文書番号
平成年月日
被 勘 大 田 氏 名 様
(連絡用)姓 名

地元の町村会員登録の健全化に関する法律第4条第1項の規定により、各会員により見込まれる持続的開拓中の持続的開拓の合計額及びそのうちの一般的開拓開拓額を記載すること。

別紙 第10号様式

第10号様式
文書番号
平成年月日
被 勘 大 田 氏 名 様
(連絡用)姓 名

地元の町村会員登録の健全化に関する法律第4条第1項の規定により、各会員により見込まれる持続的開拓中の持続的開拓の合計額及びそのうちの一般的開拓開拓額を記載すること。

別紙 第11号様式

第11号様式
文書番号
平成年月日
被 勘 大 田 氏 名 様
(連絡用)姓 名

地元の町村会員登録の健全化に関する法律第4条第1項の規定により、各会員により見込まれる持続的開拓中の持続的開拓の合計額及びそのうちの一般的開拓開拓額を記載すること。

別紙 第12号様式

第12号様式
文書番号
平成年月日
被 勘 大 田 氏 名 様
(連絡用)姓 名

地元の町村会員登録の健全化に関する法律第4条第1項の規定により、各会員により見込まれる持続的開拓中の持続的開拓の合計額及びそのうちの一般的開拓開拓額を記載すること。

第5 繼入繰出式組合計算書

①一般会計の実質収支

区分	年間 収益 額 (平成 年度)	会員初年度の収益 額 (平成 年度)		平成 (平成 年度)		以降計算 年間 収益 額 (平成 年度) のうち 同一財 産の 年間 収益 額 (平成 年度)
		歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	
1. 地方税						
2. 地方公債						
3. 地方公債償還						
4. 信託金の貸付回収						
5. 賃入料						
6. 施設料						
7. 会員登録料						
8. 入会料						
9. 入会手数料						
10. 入会登録料						
11. 入会登録料						
12. 入会登録料						
13. 入会登録料						
14. 入会登録料						
15. 入会登録料						
16. 入会登録料						
17. 入会登録料						
18. 入会登録料						
19. 入会登録料						
20. 入会登録料						
21. 入会登録料						
22. 入会登録料						
23. 入会登録料						
24. 入会登録料						
25. 入会登録料						
26. 入会登録料						
27. 入会登録料						
28. 入会登録料						
29. 入会登録料						
30. 入会登録料						
31. 入会登録料						
32. 入会登録料						
33. 入会登録料						
34. 入会登録料						
35. 入会登録料						
36. 入会登録料						
37. 入会登録料						
38. 入会登録料						
39. 入会登録料						
40. 入会登録料						
41. 入会登録料						
42. 入会登録料						
43. 入会登録料						
44. 入会登録料						
45. 入会登録料						
46. 入会登録料						
47. 入会登録料						
48. 入会登録料						
49. 入会登録料						
50. 入会登録料						
51. 入会登録料						
52. 入会登録料						
53. 入会登録料						
54. 入会登録料						
55. 入会登録料						
56. 入会登録料						
57. 入会登録料						
58. 入会登録料						
59. 入会登録料						
60. 入会登録料						
61. 入会登録料						
62. 入会登録料						
63. 入会登録料						
64. 入会登録料						
65. 入会登録料						
66. 入会登録料						
67. 入会登録料						
68. 入会登録料						
69. 入会登録料						
70. 入会登録料						
71. 入会登録料						
72. 入会登録料						
73. 入会登録料						
74. 入会登録料						
75. 入会登録料						
76. 入会登録料						
77. 入会登録料						
78. 入会登録料						
79. 入会登録料						
80. 入会登録料						
81. 入会登録料						
82. 入会登録料						
83. 入会登録料						
84. 入会登録料						
85. 入会登録料						
86. 入会登録料						
87. 入会登録料						
88. 入会登録料						
89. 入会登録料						
90. 入会登録料						
91. 入会登録料						
92. 入会登録料						
93. 入会登録料						
94. 入会登録料						
95. 入会登録料						
96. 入会登録料						
97. 入会登録料						
98. 入会登録料						
99. 入会登録料						
100. 入会登録料						
101. 入会登録料						
102. 入会登録料						
103. 入会登録料						
104. 入会登録料						
105. 入会登録料						
106. 入会登録料						
107. 入会登録料						
108. 入会登録料						
109. 入会登録料						
110. 入会登録料						
111. 入会登録料						
112. 入会登録料						
113. 入会登録料						
114. 入会登録料						
115. 入会登録料						
116. 入会登録料						
117. 入会登録料						
118. 入会登録料						
119. 入会登録料						
120. 入会登録料						
121. 入会登録料						
122. 入会登録料						
123. 入会登録料						
124. 入会登録料						
125. 入会登録料						
126. 入会登録料						
127. 入会登録料						
128. 入会登録料						
129. 入会登録料						
130. 入会登録料						
131. 入会登録料						
132. 入会登録料						
133. 入会登録料						
134. 入会登録料						
135. 入会登録料						
136. 入会登録料						
137. 入会登録料						
138. 入会登録料						
139. 入会登録料						
140. 入会登録料						
141. 入会登録料						
142. 入会登録料						
143. 入会登録料						
144. 入会登録料						
145. 入会登録料						
146. 入会登録料						
147. 入会登録料						
148. 入会登録料						
149. 入会登録料						
150. 入会登録料						
151. 入会登録料						
152. 入会登録料						
153. 入会登録料						
154. 入会登録料						
155. 入会登録料						
156. 入会登録料						
157. 入会登録料						
158. 入会登録料						
159. 入会登録料						
160. 入会登録料						
161. 入会登録料						
162. 入会登録料						
163. 入会登録料						
164. 入会登録料						
165. 入会登録料						
166. 入会登録料						
167. 入会登録料						
168. 入会登録料						
169. 入会登録料						
170. 入会登録料						
171. 入会登録料						
172. 入会登録料						
173. 入会登録料						
174. 入会登録料						
175. 入会登録料						
176. 入会登録料						
177. 入会登録料						
178. 入会登録料						
179. 入会登録料						
180. 入会登録料						
181. 入会登録料						
182. 入会登録料						
183. 入会登録料						
184. 入会登録料						
185. 入会登録料						
186. 入会登録料						
187. 入会登録料						
188. 入会登録料						
189. 入会登録料						
190. 入会登録料						
191. 入会登録料						
192. 入会登録料						
193. 入会登録料						
194. 入会登録料						
195. 入会登録料						
196. 入会登録料						
197. 入会登録料						
198. 入会登録料						
199. 入会登録料						
200. 入会登録料						
201. 入会登録料						
202. 入会登録料						
203. 入会登録料						
204. 入会登録料						
205. 入会登録料						
206. 入会登録料						
207. 入会登録料						
208. 入会登録料						
209. 入会登録料						
210. 入会登録料						
211. 入会登録料						
212. 入会登録料						
213. 入会登録料						
214. 入会登録料						
215. 入会登録料						
216. 入会登録料						
217. 入会登録料						
218. 入会登録料						
219. 入会登録料						
220. 入会登録料						
221. 入会登録料						
222. 入会登録料						
223. 入会登録料						
224. 入会登録料						
225. 入会登録料						
226. 入会登録料						
227. 入会登録料						
228. 入会登録料						
229. 入会登録料						
230. 入会登録料						
231. 入会登録料						
232. 入会登録料						
233. 入会登録料						
234. 入会登録料						
235. 入会登録料						
236. 入会登録料						
237. 入会登録料						
238. 入会登録料						
239. 入会登録料						

2 財政の運営に在りて、収入の取扱いが必ずあると認められる会社については、(2)又は(3)によって次の会員の権利を保護すること。それ以外の会社については、実質手帳型資金保管法の趣旨を尊重すること。

3 会員の公債費等再投資額上回った場合は総合賃貸費交付として、各会員の当該期間の賃貸料は、実質賃貸費と公債費等を組合せた金額をもとにして計算すること(本文の注記参照)。

4 (1)及び(2)以外の会員の割合は、団体保証債務、会員保証債務、会員賃貸事務の割合を算定する。設置する会員の割合をそれぞれ計算して合計すること。

5 会員数と地域及び地方自治法第22条の19項の指定都道府県は百万台を、その他の市区町村は千台を標準とすること。

3. 実質公債比率		(単位：千円)	
区分	財政計画年度の前年 (平成 年)	完成度 (年率)	以降計画完了の年度まで での償還額(単位： 千円)
		年度実績 (年率)	
(1) 地方債の償還債務			
(2) 一般会計の償還債務			
(3) 一般会計の償還債務と文化施設 利便性向上等にかかる債務			
(4) 人間健康福祉費と個人 障害者手当費			
(5) 債務の償還額			
			(単位：千円)
合計	実質公債比率(年率)		
うち	実質公債比率(年率)		
うち	実質公債比率(年率)		
備考			
実質公債比率 = [(1) + (2)] ÷ [(3) + (4)]			
実質公債比率は、財政計画年度の前年までの財政計画に対する実績をもとに算出すること。			
4. 財政計画年度の前年までの財政計画実績			
区分	財政計画年度の前年 (平成 年)	年度実績 (年率)	以降計画完了の年度まで での償還額(単位： 千円)
		年度実績 (年率)	
(1) 一般会計の償還債務と文化施 設利便性向上等にかかる債務			
(2) 一般会計の償還債務			
(3) 一般会計の償還債務と文化施 設利便性向上等にかかる債務 にかかるたかの一人 の償還額			
(4) 人間健康福祉費と個人 障害者手当費			
(5) 債務の償還額			
			(単位：千円)
合計	財政計画年度の前年までの財 政計画実績		
うち	財政計画年度の前年までの財 政計画実績		
うち	財政計画年度の前年までの財 政計画実績		
備考			

(1) おもな政治的問題の実態		
○(1) 政治立場の意識の範囲		
○(2) 政治立場の意識の範囲		
○(3) 選挙権の質問		
○(4) 政治的知識		
○(5) 政治的態度		
○(6) 政治的行動		
○(7) 政治的態度と行動		
(14) 結婚相手比率		(単位：%)
○(1) 両親の出生比	$\frac{(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)}{8}$	(11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)
○(2) 15歳時に対する結婚相手比率を含めて記載すること。		
○(3) 婚姻登録簿の記載欄に記入する。		
○(4) 年齢		
○(5) 判定年 %		
（備考）（略）		
△(1) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(2) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(3) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(4) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(5) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(6) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(7) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(8) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(9) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(10) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(11) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(12) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(13) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(14) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(15) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(16) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(17) 既婚者	既婚者数	既婚率
△(18) 既婚者	既婚者数	既婚率

第9号様式（その1）

第9号様式(その1)

文書番号
平成 年月日

施設大臣氏名職

都道府県知事
市町村長

財政再生計画策定報告書

本部(道府県)(市町村)は、財政再生計画を別紙のとおり定めたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第2項の規定により、報告します。

参考「別紙」は、別記第9号様式によること。

第9号様式（その2）

第9号様式(その2)

文書番号
平成 年月日

施設大臣氏名職

都道府県知事
市町村長

財政再生計画策定報告書

本部(道府県)(市町村)は、財政再生計画を別紙のとおり変更したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第2項において規定する同条第2項の規定により、報告します。

参考「別紙」は、別記第9号様式によること。

第10号様式（その1）

第10号様式(その1)

文書番号
平成 年月日

施設大臣氏名職

都道府県知事
市町村長

財政再生計画策定報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第2項の規定により、財政再生計画について協議します。

第10号様式（その2）

第10号様式(その2)

文書番号
平成 年月日

施設大臣氏名職

都道府県知事
市町村長

財政再生計画策定(変更案)説明書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第2項の規定により、財政再生計画の変更について協議します。

備考 1 実質赤字額の状況の「実質赤字額」欄には、地方財政法第6条の25項4項2号に規定する実質赤字額を、「赤字限度額」欄には、地方財政法施行令第22条に規定する額を記入すること。
 2 「年間起債予定期」欄には、債務換は含まないこと。
 3 「公営企業における資金不足比率(%)の状況」欄には、起債許可申請を行う事業機に係る事業ごとに資金不足比率を記入すること。

第13号様式	文 善 番 号
	平成 年 月 日
證 請 大 区 氏 名 殿	被(代理の)取扱事 由(区町村)長 氏 名 国
證 請(付)書	財政生息金の返済に係る請書
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第16条第1項の規定により、財政再生計画の	

平成 令和	年次における公的年金の実質上の取扱い		
別紙	財政再生計画の年度 年度実施状況 <small>(財政再生計画(付)付)</small>		
第1項	計画と長期的な政策の変遷		
1 事務並びに財政の、政策の変化等の歴史的経緯に関する記述	第2項	実施した措置ごとの内容と実質的な取扱いとともに、当財政管掌による当該年度までの実績と見込みのうち、その実質的影響を当面想定すること。	
2 未来方針の記述の読み取りに関する記述	第3項	実施した措置ごとの内容と実質的な取扱いとともに、各署名による改定成され且つ財政再建計画からいつまで実施するかの見込みを記載すること。	
3 通常の取扱いの記述の読み取りに関する記述	第4項	実施した措置ごとの内容と実質的な取扱いとともに、当該管掌による当該年度までの実績と見込みのうち、その実質的影響を当面想定すること。	
4 財政再生計画の実質的な内容に関する記述	第5項	実施した措置ごとの内容と実質的な取扱いとともに、当該管掌による当該年度までの実績と見込みのうち、その実質的影響を当面想定すること。	
5 補足説明の記述の読み取りに関する記述	備考	第6項	実施した措置ごとの内容と実質的な取扱いとともに、当該管掌による当該年度までの実績と見込みのうち、その実質的影響を当面想定すること。
備考	1 財政再生計画のためのに必要と認められた地方公共團體限る。		

区分	年間 販賣額	前年度の 特許権移 交換(平成、昭和)		次年度 年間(年率)		割合(千円)
		平成	昭和	平成	昭和	
当期計画 A						
利害関係者 B						
現地計画 C						
B=AXZC-E-A						
赤字規避						
販賣額特許権の大幅増						

備考

- 1 計画第年度から当該年度の前年度までは経済実績額を、当該年度については経済実績額と現在計画による額と、当該年度の翌年度以降については現在計画による額を記載すること。
- 2 計画第年度から当該年度における「A-又はB-」欄には、B-の額を記載すること。
- 3 「再生賛助特例候の扶助強化金」欄は、再生賛助特例候を起こした場合に記載すること。

第3回 年次報告会合書	財政再建方針審議会
1 一般会計等の実績状況	
平成 年 度	
(単位：千円)	
区分	
歳入	当年度予算額 前年実績 前年予算額 前年実績
歳出	当年度予算額 前年実績 前年予算額 前年実績
差	$A = C - B$ $B = D - E$
歳入	当年度予算額 前年実績 前年予算額 前年実績
歳出	当年度予算額 前年実績 前年予算額 前年実績
差	$A = C - B$ $B = D - E$

2 特別会計(特別会計のうち法第2条第1号イロハに掲げる以外のもの)
(特別会計の名称) (単位:)

歲 比 計						

1 「翌年度経過税額」欄には、地方自由法典第212条、第212条及び第220条第3項の規定による減免額、減税額及び市町村負担額による減額を記載すること。

2 「当該年度次回算額」欄には、前年度からの減免額を記載しないこと。

3 「備考」欄には、「(ア)～(イ)」欄の増減額のうちの理由を記載すること。

4 金額は、都道府県及び地方自治法第23条の19項の指定都市は百円を、その他の市町村は四円を基準とすること。

5 「特別会計」欄は、運営するすべての特別会計についてそれぞれ記すこと。

评价项目	评价标准	评价结果		评价结论
		评价得分	评价等级	
评价项目 A	评价标准 A	评价得分 A	评价等级 A	评价结论 A
评价项目 B	评价标准 B	评价得分 B	评价等级 B	评价结论 B
评价项目 C	评价标准 C	评价得分 C	评价等级 C	评价结论 C
B-A	ZC-ZC-A	ZC-ZC-A	ZC-ZC-A	ZC-ZC-A
评价项目全会量具评价指标	评价标准全会量具评价指标	评价得分全会量具评价指标	评价等级全会量具评价指标	评价结论全会量具评价指标
评价项目半会量具评价指标	评价标准半会量具评价指标	评价得分半会量具评价指标	评价等级半会量具评价指标	评价结论半会量具评价指标
评价项目全部量具评价指标	评价标准全部量具评价指标	评价得分全部量具评价指标	评价等级全部量具评价指标	评价结论全部量具评价指标
评价项目所有量具评价指标	评价标准所有量具评价指标	评价得分所有量具评价指标	评价等级所有量具评价指标	评价结论所有量具评价指标

備考

- 計画初年度から当該年度の前年度までは解消資本額を、当該年度については解消資本額と現在計画による額をと、当該年度の翌年度以後については、現在計画による額を記載すること。
- 計画年度から当該年度における「B=又はC=」欄には、B=A+C額を記載すること。
- 「再生賃貸特例の木造還元金」欄は、再生賃貸特例制度を廃止した場合に記載すること。

1会計年度	2会計年度	3会計年度	4会計年度	5会計年度	6会計年度	7会計年度	8会計年度
過去年収支予算額	過去年収支予算額	過去年収支予算額	過去年収支予算額	過去年収支予算額	過去年収支予算額	過去年収支予算額	過去年収支予算額
(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8)							
財務取締役	名						
過去年収支予算額							
(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8)							

参考
 1 一般会計等の実質収支が赤字の場合、「(1)-一般会計等の実質収支」は負の値で記載すること。
 2 他の会計等のために収支に取り組む必要があると認められる場合は、(2)又は(1)に足して収支の合計を記載すること。それ以外の場合については、実質赤字額又は黒字額を記載すること。
 3 実質公債比率等の収支予算額と計上した場合の収支率について、各会計の実質赤字額又は実質黒字額及び健全化実績又は健全化実績率のみを記載すること(収支の場合は、(1)又は(2)に加えて(3)を記載すること)。
 4 「(1)及び(2)以外の特別会計」には、団体連携会計事業、介護保険事業、農業土産事業等の特別会計を含むこと。収支する特別会計をそれぞれ別途として記載すること。
 5 「(3)」の記載欄に記載する場合は、(3)の記載欄を記載すること。
 6 会計外取引、税金の領收及支拂の取扱い等を記載する場合は、その他の会計外取引は(4)項目を記載すること。

(単位：千円)							
会計年度	財政年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度
会計年度	財政年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度
(1) 総務公債収支額 (1)							
(2) 総務公債収支額 (2)							
(3) 総務公債収支額 (3)							
(4) 総務公債収支額 (4)							
(5) 財務取締役	名						

(単位：千円)

(6) 実質公債収支額 (6)							
(1) 実質公債収支額 (1)							

参考
 (6) = (1) + (2) - (3) + (4)

(5) + (6)

(5) + (6) = (1) + (2) + (3) + (4)

4 特長会計取扱

(単位：千円)							
会計年度	財政年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度
会計年度	財政年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度
(1) 一般会計等に係る収支額							
(2) 財務取締役に基づく収支額							
(3) 一般会計等に係る収支額							
(4) 一般会計等に係る収支額							
(5) 財務取締役	名						
(6) 実質公債収支額 (6)							
(7) 実質公債収支額 (7)							
(8) 政府会計入出金額							
(9) 政府会計入出金額							
(10) 地方債の償還額等に係る会計取扱いの記入							

(単位：千円)

(11) 一般会計等に係る収支額							
(12) 財務取締役	名						
(13) 第二会計取扱いの記入							
(14) 特長会計取扱							

参考
 (11) = (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11)

(12) = (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11)

(13) は定期的改修費等の収支額であることを記載すること。

参考
 5 会計取扱の特徴等の状況

借入額

利 率

年 %

(単位：千円)							
会計年度	財政年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度
会計年度	財政年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度
(1) 前年度未償還額							
(2) 財務取締役	名						
(3) 会計年度							
(4) 会計年度							
(5) 会計年度							

参考
 1 会計取扱の特徴等の状況であることを記載すること。

2 会計取扱の特徴等の状況であることを記載すること。

3 「水準度会計」欄は、当該年度末における水準度会計の額を記載すること。

参考
 6 健全化比率の状況

会計年度	財政年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度
会計年度	財政年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度	会計年度
(1) 前年度実績							
(2) 財務取締役	名						
(3) 会計年度							
(4) 会計年度							
(5) 会計年度							

参考
 会計取扱の特徴等の状況から実績次第を報告する年度では、当該地方公共団体の早急

に実績を記載すること。

参考
 7 小額取扱の件数による実績の特徴の状況

第17号様式（その1）

文書番号
平成年月日被扶養人氏名
部（連絡）加筆
氏名被扶養人氏名
部（連絡）加筆
氏名被扶養人化計画策定報告書
本部（連絡）市町村は、被扶養人化計画を策定の上より定めたので、地方公共団体の権限の委託化に関する法律第24条において要する同法第6条第1項の規定により、報告します。

備考「別紙」は、別途第1号様式に上ること。

第17号様式（その2）

文書番号
平成年月日被扶養人氏名
部（連絡）加筆
氏名被扶養人氏名
部（連絡）加筆
氏名被扶養人化計画策定報告書
本部（連絡）市町村は、被扶養人化計画を策定の上より定めたので、地方公共団体の権限の委託化に関する法律第24条において要する同法第6条第1項の規定により、報告します。

備考「別紙」は、別途第1号様式に上ること。

第18号様式

文書番号
平成年月日被扶養人氏名
部（連絡）加筆
氏名

被扶養人化計画策定報告書（複数）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第24条において要する同法第6条第1項の規定により、都（連絡）市町村の内閣府に提出するところとし、被扶養人化計画を策定したとの報告がなされたので、次に記載のとおりの情報を提出します。

被扶養人化計画策定報告書（複数）		
被扶養人化計画の概要	（ ）	（ ）
1 資金不足比率の計算被扶養化基準以下とした割合		
2 年度別額		
3 被扶養人健全化の基本方針		
4 資金不足比率を算出した基準を下回すものについて		
5 リスク評価による流入リスクに該当する割合		
6 未だ実現二重予防措置を取らなかったもの		
7 その他既存の健全化による差額		

備考「地方公共団体の名称」欄に特別会計の名称を記載すること。

第19号様式

文書番号
平成年月日被扶養人氏名
部（連絡）加筆
氏名

被扶養人化計画の平成 年度実施状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第24条において要する同法第6条第1項の規定により、平成 年度に計上した被扶養人化計画の実施状況を別紙のとおり報告します。

被扶養人化計画の平成 年度実施状況			
計	年次実績	計画期間実績の年次実績	年度実績と計画の偏差率
1 年度別額			
2 年度別額			
3 年度別額			
4 年度別額			
5 年度別額			

備考「計画と具体的な指標の状況」

備考「別紙第1号様式、第4 資金不足比率を被扶養人化基準を越すするための方策」に
準じて作成すること。

備考「資金不足抑制率の状況」

(都（連絡）市町村名)
(特別会計名)

備考「計画と具体的な指標の状況」

(都（連絡）市町村名)
(特別会計名)

早期健全化基準相当連結実質市字額			
連結実質市字額			
再生医替計例債の 未償還残金			

備註	前年度 引継 額	前年度 △増減 額	前年度 △減 額	前年度 △増 額	前年度 △減 額	前年度 △増 額	前年度 △減 額
(1) 一般会計の歳入額							
(1-1) 税金、賦課 (1-2) 支出							
(1-3) 公債							
(1-4) 公債償還							
(1-5) 公債利息							
(1-6) 公債利子							
(1-7) 公債利息							
(1-8) 公債利子							
(1-9) 公債利子							
(1-10) 公債利子							
(1-11) 公債利子							
(1-12) 公債利子							
(1-13) 公債利子							
(1-14) 公債利子							
(1-15) 公債利子							
(1-16) 公債利子							
(1-17) 公債利子							
(1-18) 公債利子							
(1-19) 公債利子							
(1-20) 公債利子							
(1-21) 公債利子							
(1-22) 公債利子							
(1-23) 公債利子							
(1-24) 公債利子							
(1-25) 公債利子							
(1-26) 公債利子							
(1-27) 公債利子							
(1-28) 公債利子							
(1-29) 公債利子							
(1-30) 公債利子							
(1-31) 公債利子							
(1-32) 公債利子							
(1-33) 公債利子							
(1-34) 公債利子							
(1-35) 公債利子							
(1-36) 公債利子							
(1-37) 公債利子							
(1-38) 公債利子							
(1-39) 公債利子							
(1-40) 公債利子							
(1-41) 公債利子							
(1-42) 公債利子							
(1-43) 公債利子							
(1-44) 公債利子							
(1-45) 公債利子							
(1-46) 公債利子							
(1-47) 公債利子							
(1-48) 公債利子							
(1-49) 公債利子							
(1-50) 公債利子							
(1-51) 公債利子							
(1-52) 公債利子							
(1-53) 公債利子							
(1-54) 公債利子							
(1-55) 公債利子							
(1-56) 公債利子							
(1-57) 公債利子							
(1-58) 公債利子							
(1-59) 公債利子							
(1-60) 公債利子							
(1-61) 公債利子							
(1-62) 公債利子							
(1-63) 公債利子							
(1-64) 公債利子							
(1-65) 公債利子							
(1-66) 公債利子							
(1-67) 公債利子							
(1-68) 公債利子							
(1-69) 公債利子							
(1-70) 公債利子							
(1-71) 公債利子							
(1-72) 公債利子							
(1-73) 公債利子							
(1-74) 公債利子							
(1-75) 公債利子							
(1-76) 公債利子							
(1-77) 公債利子							
(1-78) 公債利子							
(1-79) 公債利子							
(1-80) 公債利子							
(1-81) 公債利子							
(1-82) 公債利子							
(1-83) 公債利子							
(1-84) 公債利子							
(1-85) 公債利子							
(1-86) 公債利子							
(1-87) 公債利子							
(1-88) 公債利子							
(1-89) 公債利子							
(1-90) 公債利子							
(1-91) 公債利子							
(1-92) 公債利子							
(1-93) 公債利子							
(1-94) 公債利子							
(1-95) 公債利子							
(1-96) 公債利子							
(1-97) 公債利子							
(1-98) 公債利子							
(1-99) 公債利子							
(1-100) 公債利子							
(1-101) 公債利子							
(1-102) 公債利子							
(1-103) 公債利子							
(1-104) 公債利子							
(1-105) 公債利子							
(1-106) 公債利子							
(1-107) 公債利子							
(1-108) 公債利子							
(1-109) 公債利子							
(1-110) 公債利子							
(1-111) 公債利子							
(1-112) 公債利子							
(1-113) 公債利子							
(1-114) 公債利子							
(1-115) 公債利子							
(1-116) 公債利子							
(1-117) 公債利子							
(1-118) 公債利子							
(1-119) 公債利子							
(1-120) 公債利子							
(1-121) 公債利子							
(1-122) 公債利子							
(1-123) 公債利子							
(1-124) 公債利子							
(1-125) 公債利子							
(1-126) 公債利子							
(1-127) 公債利子							
(1-128) 公債利子							
(1-129) 公債利子							
(1-130) 公債利子							
(1-131) 公債利子							
(1-132) 公債利子							
(1-133) 公債利子							
(1-134) 公債利子							
(1-135) 公債利子							
(1-136) 公債利子							
(1-137) 公債利子							
(1-138) 公債利子							
(1-139) 公債利子							
(1-140) 公債利子							
(1-141) 公債利子							
(1-142) 公債利子							
(1-143) 公債利子							
(1-144) 公債利子							
(1-145) 公債利子							
(1-146) 公債利子							
(1-147) 公債利子							
(1-148) 公債利子							
(1-149) 公債利子							
(1-150) 公債利子							
(1-151) 公債利子							
(1-152) 公債利子							
(1-153) 公債利子							
(1-154) 公債利子							
(1-155) 公債利子							
(1-156) 公債利子							
(1-157) 公債利子							
(1-158) 公債利子							
(1-159) 公債利子							
(1-160) 公債利子							
(1-161) 公債利子							
(1-162) 公債利子							
(1-163) 公債利子							
(1-164) 公債利子							
(1-165) 公債利子							
(1-166) 公債利子							
(1-167) 公債利子							
(1-168) 公債利子							
(1-169) 公債利子							
(1-170) 公債利子							
(1-171) 公債利子							
(1-172) 公債利子							
(1-173) 公債利子							
(1-174) 公債利子							
(1-175) 公債利子							
(1-176) 公債利子							
(1-177) 公債利子							
(1-178) 公債利子							
(1-179) 公債利子							
(1-180) 公債利子							
(1-181) 公債利子							
(1-182) 公債利子							
(1-183) 公債利子							
(1-184) 公債利子							
(1-185) 公債利子							
(1-186) 公債利子							
(1-187) 公債利子							
(1-188) 公債利子							
(1-189) 公債利子							
(1-190) 公債利子							
(1-191) 公債利子							
(1-192) 公債利子							
(1-193) 公債利子							
(1-194) 公債利子							
(1-195) 公債利子							
(1-196) 公債利子							
(1-197) 公債利子							
(1-198) 公債利子							
(1-199) 公債利子							
(1-200) 公債利子							
(1-201) 公債利子							
(1-202) 公債利子							
(1-203) 公債利子							
(1-204) 公債利子							
(1-205) 公債利子							
(1-206) 公債利子							
(1-207) 公債利子							
(1-208) 公債利子							
(1-209) 公債利子							
(1-210) 公債利子							
(1-211) 公債利子							
(1-212) 公債利子							

文書番号
平成年月日

地名(市区町村) 氏名

郵便番号(郵便局) 氏名

本部公表機関の財務の健全化に関する法律施行令第16条に規定に基づく報告書

本部(公表機関)(市役所等)は、以下の理由により地方公共団体の財務の健全化に関する法律施行令第16条に規定する場合に該当し、財務健全化計画を定めないこととしたこと、又はその実現を困難であることを認めた。

記

第1 財務健全化比率の状況

(単位: %)			
年次	当該年度の初期年度 (平成 年度)	当該年度 (平成 年度)	当該年度の終了年度 (平成 年度)
新規事業比率	()	()	()
建設事業比率	()	()	()
販賣公債比率	()	()	()
貯金比率	()	()	()

備考 当該地元の市役所が財務の健全化を認めた場合は記載すること。

第2 各種比率の算出に規定する場合に該当するう判斷した理由

文書番号
平成年月日

地名(市区町村) 氏名

郵便番号(郵便局) 氏名

本部公表機関の財務の健全化に関する法律施行令第16条に規定に基づく報告書

本部(公表機関)(市役所等)は、以下の理由により地方公共団体の財務の健全化に関する法律施行令第16条に規定する場合に該当し、財務健全化計画を定めないこととしたこと、又はその実現を困難であることを認めた。

記

第1 資金不足比率の状況

(単位: %)			
年次	当該年度の初期年度 (平成 年度)	当該年度 (平成 年度)	当該年度の終了年度 (平成 年度)
資金不足比率	()	()	()

備考 特別会計の名前を括弧内に記載すること。

2 必要に応じて「資金不足比率」を算出すること。

3 再生型賃貸物件を除いた総額

第2 各種比率の算出に規定する場合に該当するう判斷した理由

文書番号
平成年月日

地名(市区町村) 氏名

郵便番号(郵便局) 氏名

本部公表機関の財務の健全化に関する法律施行令第16条に規定に基づく報告書

本部(公表機関)(市役所等)は、以下の理由により地方公共団体の財務の健全化に関する法律施行令第16条に規定する場合に該当し、財務健全化計画を定めないこととしたこと、又はその実現を困難であることを認めた。

記

第1 建設費計画の概要

年次	本年度計画	建設費			
		元	金	利	子
計画初年度(平成 年度)					
平成 年度					
河川施設整備事業費					
干谷 加工					
整備完了年度					
計					

備考 1 「本年度計画」欄には、各年度の年別における本年度光景が記載されること。

2 「再生型賃貸物件の概要」欄に記載する場合は、「再生型賃貸物件の概要」欄に記載すること。

3 「再生型賃貸物件の概要」欄に記載する場合は、「再生型賃貸物件の概要」欄に記載すること。

第2 各年度ごとの健全化割合の見通し

年次	本年度計画	健全化割合		
		計画初年度(平成 年度)	平成 年度	当該年度(平成 年度)
健全化割合比率				
新規事業比率	()	()	()	()
建設事業比率	()	()	()	()
販賣公債比率	()	()	()	()
貯金比率	()	()	()	()
計	()	()	()	()

備考 1 「計画初年度」欄には、各年度の年別における本年度光景が記載すること。

2 「再生型賃貸物件の概要」欄に記載する場合は、「再生型賃貸物件の概要」欄に記載すること。

3 「再生型賃貸物件の概要」欄に記載する場合は、「再生型賃貸物件の概要」欄に記載すること。

4 各年度ごとの健全化割合の見通し

5 その他の再生型賃貸物件の概要に必要な事項

